淀川水系流域委員会 第52回委員会 結果概要

開催日時:2006年10月10日(火)16:00~19:20 場 所:みやこめっせ地下1階第1展示場B面 参加者数:委員16名、河川管理者(指定席)17名 一般傍聴者(マスコミ含む)119名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、 後日公開される議事録をご参照下さい。

- 1. 決定事項
- 2. 報告の概要
- 3. 審議の概要
 - ①平成17年度事業の進捗点検についての意見書への少数意見について
 - ②ダム等の管理に係るフォローアップの検討体制について
 - ③部会・WGの検討状況と今後の予定について
 - ○「住民参加のさらなる進化に向けて」に関する意見
 - ○事業中の5ダムについて
 - ④その他
 - ○部会検討会およびWG検討会の一般傍聴者への公開について
 - ○次期流域委員会について
- 4. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項

- ・審議資料1「平成17年度事業の進捗点検についての少数意見」を少数意見として「河川整備計画基礎案整備シートに係る平成17年度事業の進捗点検についての意見書」に付する。
- ・「ダム等の管理に係るフォーアップについての報告書」をまとめるためのWGを発足する。WGリーダーは今本委員、WG委員は全委員とする。
- ・部会検討会およびWG検討会については、一般の方も傍聴できるようにする(傍聴可能人数や 傍聴申込手順等、具体的な方法については後日検討する)。作業検討会については、従来通り、 非公開とする。運営会議については、希望する委員は傍聴できるものとする。
- ・事業中の5ダムについて検討を行うWGを発足する。丹生ダム担当は今本委員、大戸川ダム担当は澤井委員、天ヶ瀬ダム担当は綾委員、川上ダム担当は川上委員、余野川ダム担当は高田委員。具体的な検討の進め方は後日検討する。

2. 報告の概要

庶務より、報告資料1「前回委員会(2006.7.6)以降の会議開催経過」を用いて前回委員会以降の経過報告がなされた。

3. 審議の概要

①平成17年度事業の進捗点検についての意見書への少数意見について

審議資料1「平成17年度事業の進捗点検についての少数意見」について委員から説明がなされた後、「1.決定事項」の通り、審議資料1を少数意見として「河川整備計画基礎案整備シートに

係る平成17年度事業の進捗点検についての意見書」に付することが決定した。

②ダム等の管理に係るフォローアップの検討体制について

河川管理者より提出される予定の「ダム等の管理に係るフォローアップについての報告書」の 検討体制について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

- ・現在のところ、河川管理者からダム等の管理に係るフォローアップについて説明はなされていないが、あらかじめ委員会側の検討体制をつくっておいた方がよいのではないかと考えている。 ダムフォローアップの検討体制についてご意見があればお願いしたい(委員長)。
- ・ダムフォローアップがどの程度の作業になるのか。現委員の任期中に検討を完了できるのか。 河川管理者は、どのような報告書を示し、流域委員会にどの程度を期待しているのか。できる だけ早く、ダムフォローアップの説明をして頂きたい。
 - ←現在、作業を進めており、完了次第、提出する。11月に予定されているダムの現地視察で、 各ダムのポイントをまとめた資料を提出するべく準備を進めている(河川管理者)。
 - ←ダム等の管理に係るフォローアップとは、河川管理者が管理しているダムについて、治水・利水・環境・水源地域の状況について、5年に一度、定期報告をするというものだ。今回の対象は、高山ダム、青蓮寺ダム、天ヶ瀬ダム、日吉ダムとなっており、現在、河川管理者が定期報告書の作成を進めている。今後のダムの管理をよりよいものにしていくために、流域委員会からご意見を頂きたい(河川管理者)。
 - ←淀川環境委員会は、日吉ダムと天ヶ瀬ダムの定期報告書の環境面に関する相談を受けている。環境委員会では、報告書の細かい表現等について検討する作業を行っている。
- ・流域委員会の報告書をまとめるためのダムフォローアップWGを発足する。リーダーは今本委員とし、全委員をWG委員とする。今後、ダム毎に担当委員を決定し、報告書作成にあたる。

③部会・WGの検討状況と今後の予定について

審議資料 3-1「住民参加のさらなる進化に向けて」、審議資料 3-2「利水・水需要管理部会検討資料 目次案」、審議資料 3-3「水位操作WG意見書 目次案」を参考に、これまでの検討経過や意見書作成状況について部会長およびWGリーダーから説明がなされた。その後、審議資料 3-1「住民参加のさらなる進化に向けて」と事業中の5 ダムについて意見交換がなされた。主な内容は以下の通り。

〇「住民参加のさらなる進化に向けて」に関する意見

- ・河川法第 16 条 2.4 項は「河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」としている。河川管理者はこの項に関して流域委員会に意見を求めている。河川法が規定している「必要があると認められるとき」とはいつなのか。「必要な措置」とは何なのか。意見が分かれている重要な事業(例:狭窄部開削、瀬田川洗堰水位操作、淀川河川公園等)ごとに意見を述べる必要があるのではないか。現在のたたき台や目次案で河川管理者の要請に応えられるのか、疑問だ。また、「社会的合意」については、河川管理者は意見を求めていない。意見書としてまとめる必要性は感じていない。
 - ←流域委員会は平成13年の「提言」の中で「社会的合意」について述べたが、「社会的合意」 の内容について明確な記述をしなかった。河川管理者から求められてはいないが、この機 会に流域員会としての見解を述べておきたいと考えている。
 - ←「社会的合意」については河川管理者から意見を求められていないのは事実だ。流域委員会は、すでに住民参加に関する意見書を提出しており、「社会的合意」についてさらに的を射た意見を書くのは難しいのではないか。意見書は I 章と II 章に重点があり、III 章「社会的合意について」は、余力があれば書くという程度で考えればよいのではないか。

- ←流域委員会は「提言」や「意見書」の中で、「社会的合意」を一般的な合意と使い分けている。意見書で「社会的同意」を使ったが、前河川調査官から「社会的合意の内容がよくわからない」とのご意見を頂き、答えなければならないと思った。
- ←「Ⅲ章 社会的合意については」は、目標設定という意味で必要だと思う。現段階でできることを目標として書き、今後の河川管理者の取り組みの目標にしてもらえばよい。
- ←「社会的合意については河川管理者から意見を求められていないから書かないでよい」という意見には反対だ。流域委員会は「提言」で「社会的合意」という言葉を使い、批判を受けていることも確かだ。「社会的合意」についてまとめて、その意味を示したい。
- ・意見書のもっとも重要な部分は、「Ⅱ章 3.意見聴取と反映の仕組み」だと思っている。しかし、この項の本来の趣旨は、「意見聴取と反映の仕組み」ではなく、「聴取した意見の反映の仕組みづくり」だ。趣旨を変えた方がよい。
- ・流域委員会として、住民意見聴取反映に関する意見書をとりまとめる意義を再確認したい。住民参加の制度は、行政によるよりよい計画づくり、よりよい施策のための手続きだ。決して根拠のない制度ではないが、住民参加制度の内容は多義にわたる。どのような内容を住民参加制度に盛り込むかは様々な考え方がある。日本の施策では個別の法律の中で定められているが、あくまでも「意見を聴く」にとどまっている。しかし、住民参加制度の根拠に遡れば「意見を聴く」にとどまっていてはならず、「意見反映」に踏み込まないといけない。河川法は他の法律と違った規定をしており、「関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」としている。河川法においてどのような住民参加をするのか、実質的な住民参加をどのような具体的な方法で実現するのかを模索しなければならない。流域委員会は、河川管理者が実施した対話集会を見てきた。現委員の任期切れまでに、流域委員会で検討して、より効果的・実質的な住民参加を実現するための手法を示しておく必要がある。
- ・目次案を見る限り、これまでの住民参加部会の審議の結果がどこに反映されるのかがわからない。これまでどういう議論をしてきたのかが表れてこなければならないのではないか。
 - ←流域委員会は、意見書の中で住民意見を聴取し反映する方法を示し、これを受けた河川管理者はさまざまな住民意見聴取反映の取り組みを行った。流域委員会は、河川管理者の手法と取り組みについて総括し意見を述べるために意見書の作成を進めている。これまでの住民参加部会の審議を意見書に反映するかどうかは別問題だろう。

○事業中の5ダムについて

- ・河川管理者は「淀川水系 5 ダムについての方針」(平成 18 年 7 月)において、3 つのダムは実施、2 つのダムは当面実施しないという方針を示した。流域委員会はこの方針への見解を示したが、今後、仮に「当面実施しない」となった場合に「当面」の間に何をしておくべきなのか、あるいは「実施する」となった場合に実施までの期間に何をすべきなのか、WGで議論をして意見を述べておかなければならないと考えている(委員長)。
 - ←委員長の提案に賛成したい。来年2月からの次期流域委員会にも関連してくる。現委員の 任期中に河川管理者から河川整備計画原案が示されるかどうかは甚だ疑問であり、おそら く現流域委員会が意見を述べる機会はないだろう。これまでの流域委員会の活動・神髄を 次期流域委員会に継続しないといけない。そのためにも事業中のダムに対する一定のとり まとめをして、次期流域委員会に継承しないといけない。
 - ←ご意見と意気込みは理解できるが、残りの時間で意見書作成の見通しが立つのか。どのような意見書にするつもりなのか、もう少し具体的に示してもらわなければ、見通しを立てることもできない。
 - ←まずは作業を進めたい。丹生ダム担当は今本委員、大戸川ダム担当は澤井委員、天ヶ瀬ダ

ム担当は綾委員、川上ダム担当は川上委員、余野川ダム担当は高田委員にお願いする。具体的な検討の進め方は後日検討したい(委員長)。

- ・利水・水需要管理部会の検討資料目次(案)では、「三重県の利水」について掲げられているが、 事業中のダムに係わる事項なので、ダムWGで審議していきたい。また、「琵琶湖の夏期制限水 位と異常渇水時の水位低下」についても同様にダムWGで検討を進めたい。
- ・滋賀県知事は丹生ダム凍結を掲げて当選した。これは民意ではないか。前知事は丹生ダム早期 着工を要請していたが、流域委員会はこの変化をどう受け止めるのか、検討して欲しい。

4その他

〇部会検討会およびWG検討会の一般傍聴者への公開について

非公開で開催されている部会検討会およびWG検討会の一般傍聴者への公開について意見交換がなされ、「1.決定事項」のとおりに決定した。主な意見は以下の通り。

- ・非公開で開催してきた部会検討会とWG検討会を一般傍聴者にも公開できないか。先着順で5 名程度しか傍聴できないかもしれないし、配付資料も渡せないかもしれないが、何とか公開で きないかと考えている(委員長)。
 - ←興味ある方が参加できるような方法をとるべきだろう。
 - \leftarrow 5 \sim 10 名程度であれば大丈夫ではないか。また、当日、一般傍聴者から意見を聴取することも重要だ。
 - ←水位操作WGはこれまで一度も公開していない。水位操作の問題は、住民の生活に直接関連してくるので公開していくべき。
 - ←部会検討会およびWG検討会は、一般の方にも傍聴して頂けるようにする(傍聴可能人数や傍聴申込手順等、具体的な方法については後日改めて検討する)。作業検討会については、従来通り非公開とする。運営会議については希望する委員は傍聴できるものとする(委員長)。
- ・地域別部会をどうするか。テーマ別部会の議論は地域別部会の課題でもある。地域別部会で議論をする必要があるのではないか。地域別部会は事業中のダムとも関わりが深い。
 - ←できるだけ足並みをそろえたい。今後検討する(委員長)。

〇次期流域委員会について

次期流域委員会について、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

- ・現流域委員会は次期流域委員会の体制について決定する立場にはないが、第1次流域委員会は 第2次流域委員会の体制等について意見を述べた。同じように、次期流域委員会に対するご意 見があれば是非お願いしたい(委員長)。
- ・次期流域委員会の委員公募がいまだにはじまっていない。次期流域委員会について何か決まっているのか(委員長)。
 - ←何も決まっていない。委員選定作業もまだはじまっていない。今後どうしていくのかについて、検討を行っている(河川管理者)。
- ・河川整備計画原案に対して意見を述べるのが流域委員会の任務であり、原案が出てこないので あれば、出てくるまで流域委員会を継続するのが筋だ。少なくとも委員の公募は原則として継 承されなければならない。
- ・流域委員会は委員の選考に特徴がある。これまでのやり方を踏襲して頂きたい。
- ・河川管理者は、これまでの流域委員会の活動を「河川整備計画を策定する」という立場から見てきた。次期流域委員会については、全面的に河川管理者に預け、適切な委員を河川管理者が 選定すればよいと思っている。
- ・委員会に出席するのが委員の義務だ。委員選定の評価として、出席率を考慮すべきだ。また、

委員の年齢制限もやめておくべきだ。活動内容を評価すべきだ。

- ・流域委員会の特徴は、労を厭わず自ら筆を執り、河川管理者とキャッチボールをしてよりよい ものを示すことだ。これを次期流域委員会に継承しなければならないし、継承できる委員と共 有できる新しい委員を選定して頂きたい。河川管理者には、速やかに、次期流域委員会設置に 向けた考え方を示してもらいたい。
- ・次期流域委員会に対する流域委員会の意向を伝える要望書をまとめるべきではないか。←運営会議で検討させて欲しい(委員長)。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

- 一般傍聴者からの意見聴取がなされ6名から発言があった。主な意見は以下の通り。
- ・委員会は次期流域委員会について、期限を区切って河川管理者からの回答を求めるべきだ。また、次期流域委員会でも委員公募は実施すべきであり、審議内容の継続という観点からみて、現委員の半数以上が残らなければならない。意見聴取反映に関する意見書については、きっちりと議論をして欲しい。制度として意見を述べる機会はあるが、ほとんどの住民が知らない。「知らない住民が悪い。行政としては手続きを踏んでいる」というのがこれまでの行政側の主張だったが、流域委員会はここをきちんとやってきた。難しいとは思うが、社会的合意のあり方を示すのが住民参加部会の役割だ。社会的合意とは多数決ではなくそこに至るプロセスだとは思うが、どうすれば社会的合意が得られるかを示して欲しい。
- ・次期流域委員会では、整備計画原案の審議ができるよう、現在の全委員を再任するよう求める。 6月、前深瀬川環境探索ハイキングや地元団体と連携した水質調査を行った。きれいな水源地域と思い込んでいたが、汚染水だった。水生生物簡易判定でやや汚い水、パックテストで COD 化学的酸素要求量 8 ppm。2001 年、2002 年の木津川流域一斉水環境調査でもワースト上位だった。これは川上ダム建設事業実施と無縁ではない。ハーモニーフォレスト整備事業や産廃の違法投棄等、ダム事業者は責任を受けとめ、汚染源の追及と対策を実行する責務を認識して頂きたい(参考資料 1 No. 717)。高山ダムについては、曝気装置の効果が全く上がっていない。8月に3度観察調査を行ったが、曝気で吹き上がる水は緑色 (アオコ) だった。高山大橋付近は赤色 (赤潮) だった。他にも、重金属、化学物質、ヘドロによって高山ダム湖は重症であり、解決にはダム撤去か治水専用ダムへの変更しかない。高山ダムの利水にしても京阪神は水余り状態であり、発電についても関西電力もコストの高い小規模発電所が邪魔になっている。高山ダムの貯水を廃止することがダム湖周辺を含めた環境回復のための必須条件だ。月ヶ瀬地域は高山ダムによって月ヶ瀬梅渓という自然美景観を失った。奈良市に対し世界文化遺産月ヶ瀬梅渓創造事業を立ち上げるよう提案している。もとの五月川に戻すことが世界文化遺産登録の条件ともなる。地域住民大半の希望は月ヶ瀬梅渓の復活であることを知って頂きたい。
- ・淀川フルプランに関しては、平成14年10月に各府県に水需給想定調査が国土交通省水資源部から発出されているがいまだに回答がない。一方で、水資源機構法施行令18~42条「撤退ルール」によると利水者が水資源開発事業から撤退すると決め公文書を水資源機構に送れば撤退ルールが発動すると水資源機構施行令の責任担当課から聞いたが、例えば大阪府は丹生ダムからの撤退を表明していながら公文書を出していない。利水者総撤退でありながらいまだに白紙に戻らない丹生ダムに関して十分な透明性と説明責任を果たすべきだ。それから、異常渇水の頻発が問題になっているが、「渇水」とは何かということが問題だ。利水安全度や維持流量は妥当なのかといった議論が十分なされていないのではないか。異常渇水や水資源開発の専門家金城学院大学の伊藤達也氏のご意見も含めて、次期流域委員会で継続して議論をお願いする。
- ・第2次流域委員会は河川工学者を増やして 10 名になったが、すでに1名やめており、他の河

川工学専門委員の出席率もよくない。全く機能していない。また、住民参加について検討していても、第1次流域委員会の地域に特性に詳しい委員 16 名のうち4名だけが継続で新規委員は1名だけだった。住民代表の委員を残すことが一番の住民参加ではないか。河川管理者も本気で住民参加をやろうとしているのか。河川管理者を監視している者がいるということを心して臨んで頂きたい。

- ・河川管理者の回答に誠意がない。一般傍聴者の意見へも回答していくべきだ。ダムのフォローアップに関しても、河川管理者が環境委員会に提出した資料等を流域委員会に出すべきだ。河川管理者は仕事を放棄しているのではないか。
- ・一般住民の会議傍聴と発言は住民参加において重要なことだ。公開で会議を開催することは何より重要だ。一般傍聴者には河川管理者も多く、これをきちんと精査すれば、大きな会場は必要ない。また、第3次流域委員会が危うい状況というのはとんでもないことだ。流域委員会をやめれば河川管理者は地元住民の信頼をすべて失う。委員公募も重要だ。こういった手順を踏んでいかないと社会的合意には到達しない。制度的に保証していくことが非常に大事だ。

以上